

潜在的な要支援者を含めた災害時避難行動要支援者の支援 (令和2年度障害者総合福祉推進事業の調査結果について)

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
総務企画局研究部
岡田裕樹

1. 研究の背景と目的（潜在的な要支援者について）

- 障害者の高齢化とともに、障害者を支援してきた家族のより一層の高齢化（いわゆる8050問題）に関する対応が課題となっている。

平成30（2018）年1月、A市で、知的障害のある男性（当時42歳）が自宅内の檻に入った状態で発見され、父親（当時73歳）が逮捕されるという事件があった。男性の檻での生活は約25年に及んでいた。事件発覚後の調査で、この家族がA市に転入した直後に行政に相談していた時の記録とともに、本人が18歳に到達して以降の記録が途絶えていたことが明らかとなった。

- 「一度は行政が把握をしていたものの、適切な福祉サービスや公的支援が届かず、その結果、家族が疲労し、虐待状態に陥る」という事態は、潜在的な要支援者およびその家族の誰しもに起こりえる。
- また、「申請主義の誤解」、「家族責任論」などから、サービスを必要としながらサービスを受けられていない住民に自治体職員や障害福祉関係者が適切に関わられていないことが把握されている。

国立のぞみの園にて、全市区町村1,741カ所を対象に、重度障害者で福祉サービス等を利用していない住民、いわゆる潜在的な要支援者の現状把握に係る取り組み状況を調査（2018年）



図1 障害者手帳所持者で福祉サービス等を利用していない住民の把握の可否

（出典）国立のぞみの園：平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「重度障がい者等の地域生活における潜在的な要支援状況に対する市区町村担当者による現状把握と支援の実施促進のための手引き作成に関する調査研究」研究報告書，（2019）

- 「現状把握を行っている」、もしくは「現状把握ができる」市区町村は3割であり、7割の自治体にはそのような環境がない状況が確認された
- 主な回答は、「個人情報保護の関係でデータの突合ができない」、「人員不足により手が回らない」、「把握の仕方がわからない」、「把握の必要性を感じていなかった」等であった

● 調査から把握した障害のある潜在的な要支援者（以下、潜在的な要支援者）の事例

- 障害のある子どもをずっと在宅で支えていた親が、高齢となって高齢者施設の入居や病気などによって面倒を見られなくなり、子どもが地域で孤立している事例
- 障害のある子どもがかつては施設の利用など障害福祉サービスを受けていたが、集団生活に馴染めない、施設の方針と合わない、何らかのトラブルにあったなどの理由でサービスを受けられなくなり、以後親が長期間ずっと在宅で支えている事例
- 障害のある者や家族が、行政や地域との関わりを強く拒否し、地域で孤立している事例

3

2. 研究の背景と目的（災害時支援について）

- 近年、日本各地で多くの自然災害が発生し、甚大な被害が生じている。災害への備えと災害時の対応は、全国の地域で重要な課題となっている。
- なかでも、障害者は災害時において困難な状況に置かれることが想定される。平成23（2011）年の東日本大震災の際、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍であった。また、平成30（2018）年の西日本豪雨では、甚大な被害があった岡山県倉敷市真備町で亡くなった51人のうち、42人が避難行動要支援者であった。この42人について、具体的な支援方法や支援関係者などを記載した個別計画は策定されていなかった。

災害時の避難等に支援を要する障害者の緊急時の備えは、自治体の取り組みとして重要となっている。

- この取り組みは、福祉サービスを利用していない障害者も含めたものである必要があるが、障害福祉サービスを利用する障害者の障害者総数に占める割合は約1割であり、**障害者手帳を所持していても障害福祉サービス等の支援を受けていない者は多い**ことが推察される。
- **潜在的な要支援者は、地域とのつながりが希薄で、その実態が把握されていない場合が多い**と考えられ、手帳の等級や本人、家族の同意の有無によっては、避難行動要支援者名簿に登録されていない可能性があり、災害時に支援から見落とされることが懸念される。

4

3. 自治体による避難行動要支援者名簿の作成状況

- 平成25（2013）年に災害対策基本法の一部改正
⇒高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者を把握するため「**避難行動要支援者名簿**」の作成が市町村の義務として規定された。
- 避難行動要支援者名簿の作成状況
令和元（2019）年6月1日現在で、全国の市町村1,738のうち1,720（98.9%）が作成済み（2019（令和元）年の総務省調査）
また、避難行動要支援者名簿に掲載する対象は、名簿作成済の1,720市町村のうち、身体障害者を挙げている市町村が99.3%と最も多く、次いで要介護認定を受けている者98.8%、知的障害者97.7%、精神障害者92.7%。
- 避難行動要支援者名簿は市町村の義務
⇒ほぼ全ての自治体が作成済
一方で、避難行動要支援者名簿に登録する避難行動要支援者の対象や名簿の作成方法は各自治体によって異なり、多くの自治体では名簿登録の対象として身体障害者手帳1、2級や療育手帳重度など手帳の等級などの条件によって線が引かれる。
- 避難行動要支援者名簿に掲載されていない「潜在的な要支援者」は、災害時において実態が把握されず、災害時支援から抜け落ちてしまう可能性が高いといえる。

5

4. 一人ひとりに必要な支援の計画づくり—個別計画の必要性

- 災害時に支援が必要な者一人ひとりの特性や状況を把握するためには、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、「個別計画」の策定が重要
- 「地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる」（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、2013））
- 個別計画に記載する情報
 - ・発災時に避難支援を行う者
 - ・避難支援を行うに当たっての留意点
 - ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
 - ・本人が不在で連絡が取れない時の対応
- 個別計画の策定状況
⇒令和元（2019）年6月時点で、**対象者全員分を作成している市区町村は全体の12.1%**
一部の要支援者を対象に個別計画を作成しているのは50.1%
全く作成していないのは37.8%（2019年総務省調査）
⇒災害対策基本法の改正にともない、令和3（2021）年より市町村の作成を努力義務化（個別避難計画）
- 作成が進んでいない要因
 - ・作成が義務ではなく、各自治体に対応が委ねられている
 - ・個人情報の収集の限界（支援が必要な者本人の同意を得ることが難しい）

6

5. 研究の目的

本研究は、潜在的な要支援者を災害時に支援するための自治体における準備の取り組み状況を把握することを目的に、全国の自治体を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施した。

6. 研究の方法

- 以下の2つの調査を実施した。
 - 【一次調査】潜在的な要支援者の把握と対応、個別計画の作成状況等の把握調査
 - 調査対象：全国の市区町村（1,741自治体）
 - 調査方法：E-mailによるアンケート調査
 - 調査内容：①「潜在的な要支援者」の把握の有無と具体的な対応方法、②「潜在的な要支援者」の個別計画の作成状況、③障害者等の避難を含めた災害に備えた地域づくりのための取り組みなど
 - 調査期間：令和2（2020）年9月28日から10月23日
 - 【二次調査】潜在的な要支援者を災害時に支援するための自治体における準備の取り組み状況についての把握調査
 - 調査対象：一次調査結果から抽出した自治体及び、本研究を実施するにあたって設置した検討委員会によって選定した自治体（19自治体）
 - 調査方法：オンライン及び電話でのインタビューによるヒアリング調査
 - 調査内容：①潜在的な要支援者に対する取り組み、②避難のための個別計画について、③地域づくりについて
 - 調査期間：令和2（2020）年12月24日から令和3（2021）年3月1日
- 本研究では、「障害者手帳を持っているが障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されている障害福祉サービス等を利用していない人」を「潜在的な要支援者」とする
- 調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会承認（02-1-04）を得て実施した。

7. 結果① 全国の自治体の現状（アンケート調査より）

- 対象とした1,741自治体のうち、869自治体から回答を得た。（回収率49.9%）
- 回答があった869自治体のうち、**潜在的な要支援者を「把握している」が369自治体（42.5%）**、「把握していない」が481自治体（55.4%）であった（図2）。
- 「把握している」と回答した自治体のうち、**人口規模「5万人未満」が270自治体（47.3%）**で最も多く、人口規模が小さい自治体の方が把握できていることがわかった。
- 潜在的な要支援者に対する災害時の「個別計画」作成状況は、**「全員作成している」は12自治体（3.3%）**、「一部作成している」と「作成していない」がそれぞれ163自治体（44.2%）であった（図3）。
- 障害者等の避難を含めた災害に備えた「災害時に障害者を支援するためのガイドラインやマニュアルを作成している」は153自治体（17.6%）であり、ガイドライン、マニュアルを作成している自治体は、まだ少ないことが把握できた。

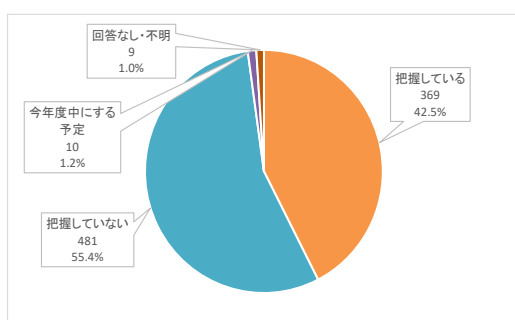


図2 潜在的な要支援者の把握の有無（n=869）

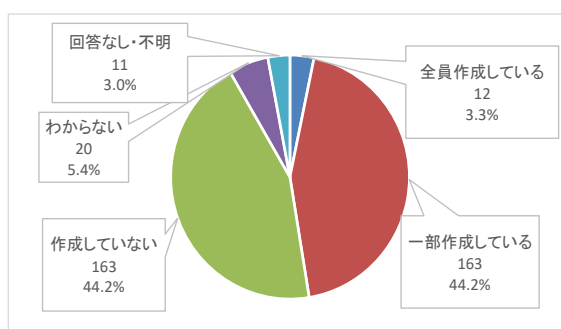


図3 潜在的な要支援者の個別計画作成の状況（n=369）

8. 結果② 自治体の具体的な取り組み（ヒアリング調査より）

表1 自治体独自の取り組みの事例

自治体名	人口	取り組みの内容
潜在的な要支援者の把握と対応の事例		
A 自治体	12 万人	障害福祉担当課で潜在的な要支援者のリストを作成し、基幹相談支援センター等の相談支援事業所と毎月ネットワーク会議を開催し、共有と対応にあたっている。
B 自治体	130 万人	支援が途切れているような気になる人を障害福祉担当課と相談支援事業所がリストアップし、「つながり支援」として定期的に状況確認と対応を行っている。
C 自治体	1 万人	自治体独自の事業として訪問員を設置し、潜在的な要支援者への戸別訪問を定期的に行い、必要に応じてサービス利用を検討している。
D 自治体	4 万人	自治体の基幹相談支援センターが軸となって、自立支援協議会において潜在的な要支援者の情報共有と対応を連携して行っている。
個別計画作成と地域づくりの事例		
E 自治体	180 万人	豪雨の被災以後、防災に関する協議会を設置し、モデル事業として毎年自治体内3地区を選定し、個別計画作成を重点的に取り組んでいる。
F 自治体	4 万人	重度障害者の親からの相談をきっかけに、約10年前から自治体独自の「個別支援プラン」作成を基幹相談支援センターと連携して取り組んでいる。
G 自治体	11 万人	「だれひとり取り残さない防災」として平成28年からインクルーシブ防災事業を行い、災害時ケアプランの作成や対象者への戸別訪問を行っている。

※人口は令和2（2020）年12月時点の数値

※E自治体のみ都道府県

9

【資料】 潜在的な要支援者の把握と対応のためのガイドライン （H協議会がオリジナルで作成）

表2 潜在的な要支援者の把握と対応のためのガイドライン（H協議会作成）

	ガイドライン	キーワード	連携先
①	自傷・他害・犯罪・失踪等のおそれがある方	いのち 触法	医療機関 司法・警察
②	医療的ケア度が特に高く緊急時にはあらゆる関係機関との連携体制の構築が必要と思われる方	医療的ケア	医療機関
③	障害に起因して、経済的な困窮状態になっている方及びそのおそれのある方	生活困窮	生活就労支援センター
④	頻繁な入退院や救急搬送を繰り返し生活が落ち着かない方	生活環境	医療機関 消防署
⑤	災害時一人では安全に避難できず配慮や支援が必要な方（避難行動要支援者名簿の対象者）	災害時避難 支援	福祉課
⑥	高齢の家族が介護者となっており、介護者の有事の際には今までの生活が継続できないと想定される方	8050	地域包括支援センター
⑦	独居または主たる介護者が家族のみで、社会とのつながりが希薄な方	ひきこもり 不登校	民生委員 学校

9. 考察

(1) 潜在的な要支援者の把握と対応

① 潜在的な要支援者の把握方法

- ◆ 潜在的な要支援者の把握方法は、①**避難行動要支援者名簿からの抽出による把握**、②**障害者手帳や福祉サービスの利用状況などのデータを突合させたリスト作成による把握**の2つの方法が取られていた。
- ◆ 避難行動要支援者名簿に登録する避難行動要支援者の対象や名簿の作成方法は各自治体によって異なっており、多くの自治体において、名簿登録の対象は、身体障害者手帳1、2級や療育手帳重度など手帳の等級が条件に定義されているため、**障害者手帳を所持していても名簿の対象に含まれない**可能性がある。さらに、名簿登録の際は本人の同意が前提条件となっている場合が多いため、**本人の同意が得られない、または意思確認が難しい者は名簿に登録されていない可能性が高い**と考えられた。
- ◆ 障害者手帳や福祉サービスの利用状況などのデータを突合させた**リスト作成による把握**は、サービスが届いていない者がリストから落ちることはなく、潜在的な要支援者を把握する上では効果のある取り組みと考えられた。

11

② 「潜在的な要支援者」への対応

- ◆ 戸別訪問などのアウトリーチを行っている自治体では、自治体の職員が行う場合と、地域の関係機関が行う場合があった。
- ◆ 地域の関係機関が行う場合では、相談支援事業所や民生委員、保健師、地域の社会福祉協議会などが事例として多く見られ、障害者相談支援事業所は障害福祉の専門職として、民生委員や保健師は地域住民を身近に把握している関係者として重要な役割を果たしていると考えられた。
- ◆ 特に、**基幹相談支援センター**は、「地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務」を行う機関であり、**基幹相談支援センターが自治体と連携して支援を行うことが望ましい取り組み**であると考えられた。ただし、基幹相談支援センターの設置は全国の市町村の約39%という状況（平成31（2019）年4月時点）であり、今後の体制整備が望まれる。

12

(2) 「個別計画」の作成状況

- ◆ **個別計画の作成**は現状の制度では義務となっていないこともあり、全国的にも作成が進んでいない実態がある。また、作成を担当する機関は多岐にわたっており、作成するプロセスで手間と時間がかかる可能性が考えられた。
- ◆ 本研究で把握した個別計画の作成が進んでいる自治体の取り組みを見ると、以下のような工夫がされている事例があった。
 - ・ 都道府県や市町村でモデル地域を決めて、重点的に計画作成を進め、段階的に地域全体に広げている
 - ・ 作成のためのマニュアルを作成し、他機関でも同様に作業を行うための仕組みを作っている
 - ・ 補助金をつけるなど自治体独自の取り組みを行っている
 - ・ 地域の関係機関を対象に個別計画に関する研修会を行っている
- ◆ 自治体が個別計画の作成を進めるにあたっては、地域の対象者の状態や社会資源の状況など、地域ごとの特性に合った取り組みが必要であると考えられ、**短期間での作成を目指すよりも、モデル事業の実施や研修会の開催**など、地道に作成の動きを広げていくことが有効であると考えられた。

13

(3) 災害に備えた地域づくり

- ◆ 「障害者等の避難を含めた災害に備えた地域づくりのための取り組み」についての回答では、「災害時に障害者を支援するためのガイドラインやマニュアルを作成している」（自立支援）協議会に災害に備えた部会を設置するなど協議の場を設け、障害者の支援を含めて検討をしている」と回答した自治体は全体の2割に満たず、**ガイドラインやマニュアルの作成、自立支援協議会での検討などはあまり取り組みが進んでいない**ことが把握できた。
- ◆ 災害に備えた障害者を支援するための地域づくりについて、以下のような取り組みを行っている事例があった。
 - ・ 障害者が災害時に取り残されることのないよう、地域の障害当事者や支援者と連携しながら地域の仕組みを作っている
 - ・ 自立支援協議会で潜在的要支援者の支援や、障害者の災害に備えた支援等についての部会を設置し、検討している
 - ・ 避難行動要支援者を支援するためのガイドラインやマニュアルを作成し、地域の関係機関との共有や災害に備えた対応を行っている
- ◆ 潜在的要支援者のように、本来は支援が必要である困りごとを抱えている者が抜け落ちることなく、地域の体制によって支援につなげていくために、**自立支援協議会の役割は大きい**と考えられた。また、ガイドラインやマニュアルによって、多くの人や機関が支援に関わった場合でも、**共通の判断に基づいて取り組みやすくなる**ことが考えられた。

14

10. まとめ — 潜在的な要支援者を災害時に支援する準備のための重要な視点

本研究の結果より、潜在的な要支援者を災害時に支援する準備のための重要な視点として、以下の4点にまとめた。

(1) 潜在化したニーズの把握

- ◆ 潜在的な要支援者である本人自身が困りごとに気づいていない、ニーズがわからない、というケースがあり、潜在的な要支援者を支援するための最初の段階として、周囲からは見えにくくなっている、本人も気づいていない「潜在化したニーズ」を把握することが重要である。
- ◆ 潜在化したニーズを把握するためには、潜在的な要支援者本人との関係構築や必要な情報を収集するための継続的な支援を行うことが必要となり、そのためには、戸別訪問等によるアウトリーチが重要になると考えられた。
- ◆ 特に、災害時に備えるためには、アウトリーチによって日常からつながりをつくっておくことが大切であり、潜在化したニーズを把握した上で、必要な支援を検討しておくことが重要である。

15

(2) 自治体内部の連携改善

- ◆ 潜在的な要支援者の把握と対応を行うためには、障害者手帳の取得状況や障害福祉サービスの利用状況などの情報が必要であり、これらの情報を管理している自治体の取り組みが重要となる。支援のきっかけを作る上で、自治体の方針や関係機関への発信は、支援につなぐために重要な要素となっていると考えられた。
- ◆ 自治体が主体となった潜在的な要支援者を支えるための支援体制のイメージを図4に示した。

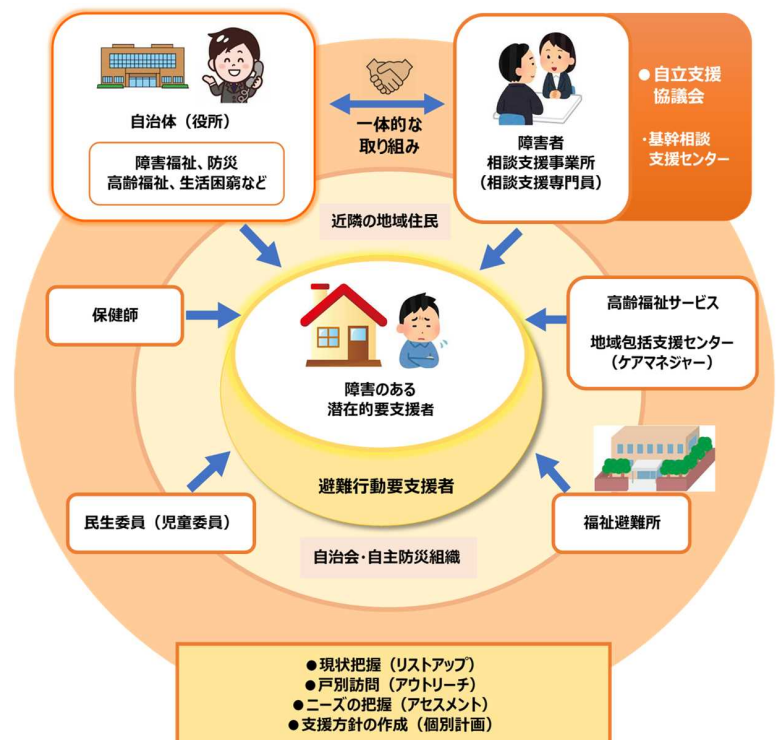


図4 潜在的な要支援者を支えるための支援体制づくりのイメージ

16

(3) 一人ひとりに必要な支援を把握し、対応のための準備をするための個別計画の作成

- ◆ 潜在的な要支援者は、本人の特性やニーズ、必要な支援などが把握されていないケースが多いことが想定されるため、災害時に必要な支援を把握するためのアセスメントを行い、**避難の方法や場所等の具体的な手立てを示すための個別計画は、災害時の支援においてとても重要なツール**になる。
- ◆ 計画作成にあたっては、自治体だけが担うのではなく、障害の相談支援専門員や民生委員など、**地域の関係機関に関わる**ことで、必要な情報の共有とともに、自治体の負担の軽減につながる事が考えられる。さらに、潜在的な要支援者が必要とする支援は日々変化していくものであり、作成された個別計画は**可能な限り定期的にモニタリングしていき、計画の更新をしていく**ことが望まれる。

(4) 継続的な支援を行うための仕組みの構築

- ◆ 多くの自治体では、職員の異動が頻繁にあり、福祉部局に配属されても数年後には他部署に異動するというケースは珍しくない。こういった自治体の環境条件を踏まえると、担当者が入り替わっても影響を受けない、**明確な方針の設定と関係者の共有のための「仕組み」の構築**が重要であると考えられる。
- ◆ 仕組みは、例えばガイドラインやマニュアルなどの支援の方針を誰でも共有できるためのツールの作成であり、障害者相談支援体制の基盤となる自立支援協議会や基幹相談支援センターなどの支援機関との支援体制や役割分担などの対応方法の構築である。
- ◆ この仕組みづくりは、地域生活支援拠点の整備にもつながると考えられ、**継続して支援を行うための地域の仕組みを構築することが重要**であると考えられた。

17

11. 今後の課題

- ◆ 潜在的な要支援者の把握と対応の取り組み⇒人口規模の大きい自治体での事例があまり見られていない。
人口規模の大きい自治体では、対象者が多く、情報の収集と共有、アウトリーチのための時間と労力などによって十分に取り組むことが困難な背景があると考えられる。
- ◆ 取り組みが進んでいる自治体⇒九州や中国、東北などの大きな災害を経験した地域に多い傾向
ただ、これまで大きな災害の経験がなく意識が高いとはいえなかった地域が、豪雨災害などを経験したことで、個別計画の作成や地域の支援体制づくりを重点的に取り組んでいる自治体がある。
これから検討を行う自治体にとっての貴重なモデルとなる。
- ◆ 軽度の知的障害者や発達障害者など、障害者手帳は持っておらず、なおかつ障害福祉サービスにもつながっていない人が、地域のなかでうまく適応できず課題を抱えながら生活をしているケースがある
- ◆ 障害者手帳の有無に限らず、必要な支援を受けられずに地域のなかで生きづらさを感じている人たちが、常時、災害時に限らず支援が届くような支援体制を考えていくことが重要である。

18

文献

- 1) 国土交通省（2020）「近年の主な災害で得られた教訓と課題」
<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/sdt/pdf/t02>.
- 2) 厚生労働省（2018）「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/303-1.pdf>
- 3) 日本相談支援専門員協会(（2020）「避難行動要支援者に対する個別計画作成における計画相談支援事業者等の協力に関する調査・研究事業 「調査報告書」」
- 4) 村岡美幸, 岡田裕樹, 日詰正文, 谷口泰司, 服部森彦, 中島秀夫（2019）「重度障害者等の地域生活における潜在的な要支援状況に対する市区町村担当者による現状把握の実際」
国立のぞみの園研究紀要第12号, 64-90
- 5) 内閣府（2013）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
- 6) 厚生労働省（2020）「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000593428.pdf>

19

参考資料 アンケート調査結果

※回答は令和2（2020）年8月現在の状況についての数値

- 対象とした1,741自治体のうち、869自治体から回答を得た（回収率49.9%）

①自治体の人口規模

- 回答があった自治体の人口規模は、「5万人未満」が571自治体（65.7%）、「5万人以上10万人未満」が145自治体（16.7%）であった。

②障害者の避難行動要支援者を把握する方法

- 自治体が「避難行動要支援者」を把握する上で、障害者をどのように把握しているかについては、「障害者手帳を所持している者のうち、同意を得られた者のみ名簿に含めて把握している」が357自治体（41.1%）で、次いで「障害者手帳は所持していないが、本人の希望があれば名簿に含めて把握している」と「その他」が各309自治体（35.6%）であった（図5）。
- 「その他」回答では、「名簿を作成している」や、自治体ごとに手帳の種類や等級によって把握をしているといった回答が多かった。

③障害者の避難行動要支援者のうち障害福祉サービスを利用していない人を把握する方法

- 主な回答では、「関係機関からの情報提供によって把握している」が171自治体、「福祉部局と連携して把握している」が146自治体、「把握していない」が134自治体であった（表3）。

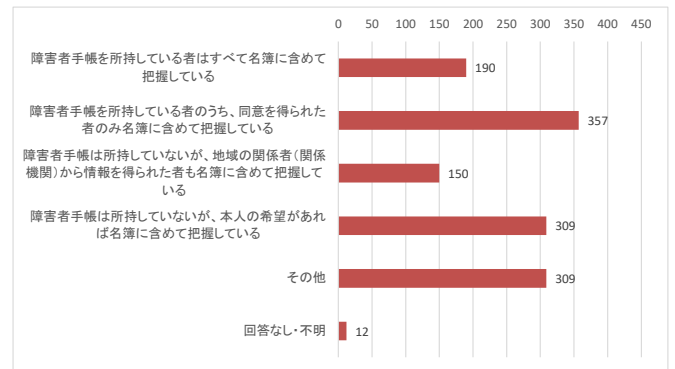


図5 障害者の避難行動要支援者を把握する方法（n=869）

表3 障害福祉サービスを利用しない人を把握する方法（主な回答）

主な回答内容	該当する件数
関係機関からの情報提供によって把握している	171
福祉部局と連携して把握している	146
把握していない	134
サービスの有無によって把握している	80
福祉部局が作成した名簿で把握している	70
基本は手上げ方式で把握している	39
手帳の名簿・情報で把握している	31
システム上で把握している	30
本人の同意が得られたもののみ把握している	25

20

④潜在的な要支援者の把握の有無

- 「把握していない」が481自治体（55.4%）で、「把握している」と回答した369自治体（42.5%）よりも多かった。

⑤人口規模別での「潜在的な要支援者」の把握の有無

- 人口規模別での潜在的な要支援者の把握の状況の割合では、「把握している」と回答した自治体のうち「5万人未満」が270自治体（47.3%）で最も多かった。

表4 自治体の具体的な取り組み（主な回答）

主な回答内容	該当する件数
特別な取り組みはしていない	177
リストを作成している	170
他課、他機関と連携・協力している	57
戸別訪問を実施している	55
他課、他機関への情報提供・交換を行っている	50

⑥潜在的な要支援者に対する自治体の具体的な取り組み

- 潜在的な要支援者を「把握している」と回答した自治体が行っている具体的な取り組みの回答では、「特別な取り組みはしていない」が177自治体で最も多く、次いで「リストを作成している」が170自治体、「他課、他機関と連携・協力」が57自治体、「戸別訪問を実施」が55自治体、「他課、他機関への情報提供・交換」が50自治体であった（表4）。

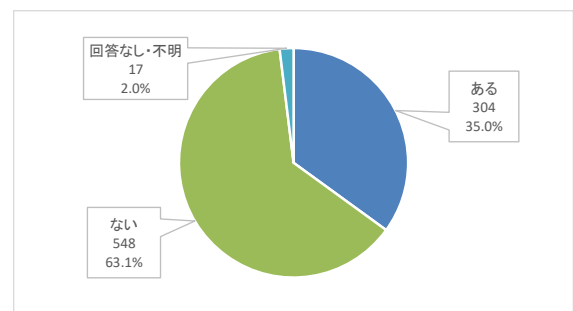


図6 災害時支援、防災に関する支援についての検討の有無 (n=869)

⑦潜在的な要支援者に対する災害時支援、防災に関する支援についての検討の有無

- 潜在的な要支援者に対する災害時支援、防災に関する支援について検討をしたことがあるかについて、「ない」と回答した自治体が548自治体（63.2%）で、「ある」と回答した自治体は304自治体（35.1%）であった（図6）。

⑧潜在的な要支援者についての災害時の「個別計画」作成の状況

- 災害時の避難等についての「個別計画」作成の状況は、「一部作成している」と「作成していない」が各163自治体（44.2%）で、「全員作成している」は12自治体（3.3%）であった。
- 「全員作成している」と回答した自治体はすべて人口5万人未満の自治体であった。

⑨潜在的な要支援者の災害時の「個別計画」を中心となって作成する担当者

- 「行政の福祉部局担当者」が87自治体（23.6%）で、次いで「自治会・自主防災組織」が72自治体（19.5%）、「民生委員（児童委員）」が59自治体（16.0%）、「行政の障害福祉・防災部局両方の担当者」が40自治体（10.8%）であった（図7）。
- 「その他」では、「関係者」、「身近な支援者」、「介護・高齢者福祉の担当者」が多かった。

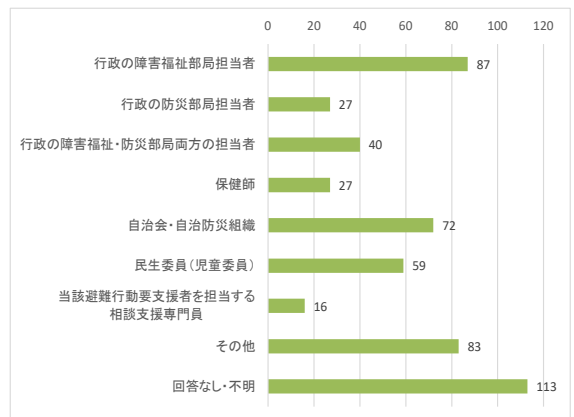


図7 個別計画を中心となって作成する担当者 (n=369)

⑩潜在的な要支援者の災害時の「個別計画」についての取り組み

- 「個別計画の内容を、自治体と地域の関係者（関係機関）とで共有している」が126自治体（34.1%）で、次いで「個別計画の作成にあたって、地域の関係者（関係機関）と連携しながら作成している」が122自治体（33.1%）であった。「災害に備えて、個別計画に沿った支援ができるよう、避難訓練や支援会議など事前のシミュレーションを行っている」は30自治体（8.1%）、「個別計画が避難所に保管され、災害時に個別計画に沿った対応が迅速に行うことができる」は8自治体（2.2%）であった（図8）。

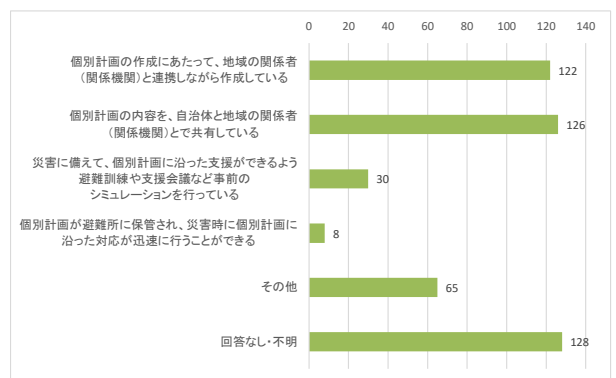


図8 個別計画についての自治体の取り組み (n=369)

⑪想定している災害とその発災時に備えた、潜在的な要支援者に対する自治体の具体的な取り組み

- 「特に取り組めていない」が160自治体で、「要支援者の情報提供を行っている」が62自治体、「個別計画を関係機関で共有している」が59自治体、「防災訓練等を実施している」が58自治体、「現在検討をしている」が58自治体であった（表5）。

表5 災害と発災時に備えた自治体の具体的な取り組み（主な回答）

主な回答内容	該当する件数
特に取り組めていない	160
要支援者の情報共有を行っている	62
個別計画を関係機関で共有している	59
防災訓練等を実施している	58
現在検討をしている	52

⑫障害者等の避難を含めた災害に備えた地域づくりのための取り組み

- 「福祉避難所等の緊急時の避難先を開設し、障害者も受け入れる準備をしている」が630自治体（72.5%）で、次いで「福祉部局、防災部局など他部署間の庁内連携を取り、必要な情報の共有や必要な課題の協議をしている」が540自治体（62.1%）であった。
- 「災害時に障害者を支援するためのガイドラインやマニュアルを作成している」は153自治体（17.6%）、「（自立支援）協議会に災害に備えた部会を設置するなど協議の場を設け、障害者の支援を含めて検討をしている」は87自治体（10.0%）であった（図9）。

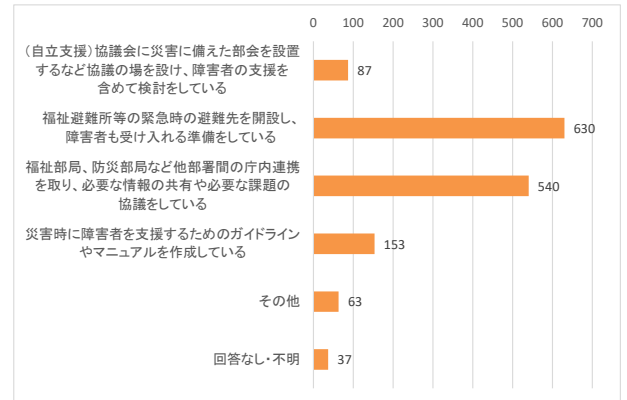


図9 災害に備えた地域づくりのための取り組み（n=869）